

## 国立大学法人群馬大学事務協議会要項

平成16. 4. 1 制定  
改正 平成17. 4. 1 平成18. 4. 1  
平成19. 4. 1 平成23. 8. 1  
平成26. 8. 1 平成27. 4. 1

- 1 国立大学法人群馬大学における事務運営上の諸問題について協議し、もって事務の円滑かつ適正な処理を図るため、事務協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、事務局長、各部長、調査役、各次長、各課長、監査室長、各事務長、各課副課長及び各副事務長をもって組織する。
- 3 事務局長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 4 協議会は、原則として月1回開催する。
- 5 課長、監査室長及び事務長は、協議会に付議すべき事項があるときは、事前に総務部総務課長に通知するものとする。
- 6 議長が必要と認めるときは、関係職員を協議会に出席させることができる。
- 7 この要項に定めるもののほか、協議の運営その他について必要な事項は、その都度協議会で決定する。
- 8 協議会の事務は、総務部総務課において処理する。

### 附 則

この要項は、平成23年8月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成26年8月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。